

震災対策用井戸の登録に係る諸注意

この度は、ご所有の井戸を「世田谷区震災対策用井戸」にご登録いただきありがとうございます。

登録に際しまして、震災対策用井戸に関する注意事項を下記の通りまとめましたので、お読みいただき、制度についてご理解いただくようお願いいたします。

○新規登録について

今後皆様の井戸は、「世田谷区震災対策用井戸」として、登録されます。

区指定のプレートを配布しますので、掲げていただくとともに、災害時には、住民の方々に井戸水の提供をしていただくこととなります。

ここで世田谷区が想定しているのは、飲用水の提供ではなく、「生活用水」としての提供です。

ご登録いただくと、区のホームページ（震災対策用井戸のページ）等にて、井戸の所在地が掲載されます。

○補助金交付について

登録した井戸の修理等に対し、区では補助金の交付を行っております。

申請書の提出を受けて、交付額5万円を上限として、井戸の修理代金等の半分の交付いたします（修理代金8万円ならば補助金交付額4万円。修理代金12万円ならば5万円）。ただし、予算の定める額を限度としています。

申請書は、修理完了から1か月以内にご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

1か月を過ぎてしまった場合、補助金の交付ができませんのでご注意ください。

○水質検査について

ご登録いただいた井戸は、登録後、水質検査を実施します。

また、2年に1度各地域一斉に水質検査を行います。

世田谷区が行う水質検査は、飲用水かどうかを判断するものではないのでご注意ください。

○名義変更・解除について

ご登録井戸の所有者様の変更や、震災対策用井戸としての登録を解除される場合は、所定の申請書を作成の上、ご提出いただきますようお願いいたします。（HP：ページ番号 5600）

何かご質問、お問い合わせ等ございましたら、下記連絡先までご連絡ください。

玉川総合支所地域振興課 地域振興・防災担当

Tel:03-3702-1603